



地方創生推進事務局

「地方創生の推進による地域活性化」「規制改革を軸に据えた地域活性化」「都市機能の増進による地域活性化」「地方創生の推進における特定政策課題への対応」について、国・地方一体となって取り組んでいます。

参事官（総括担当）

参事官（中心市街地活性化担当）

参事官（都市再生担当）

参事官（構造改革特別区域担当）

参事官（地域再生担当）

参事官（総合特別区域担当）

参事官（国家戦略特別区域担当）

参事官（産業遺産担当）

参事官（地方大学・産業創生担当）

地方創生の推進による地域活性化

■ 地方創生に向けた取組の支援

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力などを活用した地方創生にかかる取組を推進し、地域活性化を図っています。

■ 地域再生

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画について特別の措置等（財政措置、金融措置、税制措置、手続の特例措置等）を講じ、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を支援しています（14,046件の地域再生計画を認定）。

● 企業版ふるさと納税

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄附額の約9割が軽減されることにより、実質的な企業の負担は寄附額の約1割まで軽減されます。また、専門的知識を有する企業の人材を地方公共団体等へ派遣する「人材派遣型」の活用も促進しながら、地方創生の更なる充実・強化を図っています。

企業版ふるさと納税

「ふるさと納税」をカタチにする。

企業版ふるさと納税を活用して地方創生の取組を応援しませんか？

企業版ふるさと納税概要

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に収容される地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。寄附額による税額控除（寄附額の約9割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大9割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで軽減されます。

従前の取組	企業版ふるさと納税	企業負担
現金算入 約3割	税額控除	最大6割 約1割

例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人関係税控除額の20%以上）
 ②法人税：法人住民税で課税されない場合、その税額を税額控除（ただし、寄附額の1割を限度）（法人関係税控除の上限）
 ③法人事業税：寄附額の1割を税額控除（法人関係税控除額の20%以内）
※税額控除の上限は寄附額が1,000万円を超えると、1,000万円を上限とする。

内閣府 地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税リーフレット

■ 地方大学・産業創生

首長のリーダーシップの下、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援しています。これにより地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進めています（採択件数…平成30年度：7件、令和元年度：2件、令和3年度：1件、令和4年度：2件、令和6年度：5件）。

規制改革を軸に据えた地域活性化

■ 国家戦略特別区域

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進しています。特に最近では、先端的サービスの実装等による地域課題の解決に取り組むモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等において、規制改革を進めてきています。

● 国家戦略特区（16 区域）

東京圏（東京都、神奈川県並びに千葉市及び成田市）、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）、新潟市、養父市、福岡市・北九州市、沖縄県、仙北市、仙台市、愛知県、広島県・今治市、スーパーシティ（つくば市／大阪府・大阪市）、デジタル田園健康特区（加賀市、茅野市及び吉備中央町）、連携“絆”特区（宮城県・熊本県／福島県・長崎県）、北海道

【国家戦略特区の指定区域（2024年6月現在）】



■ 構造改革特別区域

地域を限定した規制改革を推進し、その評価を通じて、全国的な構造改革へと波及させています。

- 提案を踏まえた規制緩和の実現数（757 件）
- 特区計画の認定数（1,432 件）



構造改革特別区域事業の一例

■ 総合特別区域

地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的（規制・制度の特例、税制・財政・金融措置）に支援しています。

- 国際戦略総合特別区域（6 地域）
- 地域活性化総合特別区域（17 地域）



総合特別区域事業の一例

都市機能の増進による地域活性化

■ 都市再生・未来技術実装

民間の創意工夫等による質の高い都市再生の推進により都市の国際競争力を向上させるとともに、防災機能の確保等の促進、社会の最適化を図る都市情報基盤「i-都市再生」の構築、未来技術を活用した地域課題の解決を推進する「未来技術社会実装事業」に取り組んでいます。

- 都市再生緊急整備地域（54 地域）
※うち特定都市再生緊急整備地域（15 地域）
- 未来技術社会実装事業（59 事業）
※うち 13 地域が現在支援中
- 2025 年 4 月時点

■ 中心市街地活性化

少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、関係府省庁が連携した重点的な支援により、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進しています（152 市 4 町、296 件の基本計画を認定。）。



駅ビルをにぎわい交流複合施設として整備

地方創生の推進における 特定政策課題への対応

■ 地方創生に向けた SDGs の取組

以下の取組等を通じて、SDGs を原動力とした地方創生を推進しています。

- SDGs 未来都市（206 都市）
- 自治体 SDGs モデル事業（70 事業）
- 広域連携 SDGs モデル事業（6 事業）
- SDGs 自治体施策支援事業（3 事業）
- 地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム（会員数：7,921 団体）
マッチング事業や分科会等の活動を実施しています。
- 企業等による地方創生 SDGs の推進
宣言登録認証制度の運用など、地域における資金の還流と再投資を活性化する自律的好循環の形成を促すための施策を実施しています。



自治体 SDGs モデル事業の取組事例

■ 産業遺産

「明治日本の産業革命遺産」を中心とした産業遺産の総合的な拠点となる産業遺産情報センターの運営を行い、産業遺産を活用した地域の魅力増進を図っています。



地方分権改革推進室

地方分権改革推進室では、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情に応じて自らの発想と創意工夫により課題解決を図るために、地方に対する権限移譲や規制緩和など地方の自由度を高める制度改革に取り組んでいます。

「提案募集方式」による制度改革

地方分権改革は、地方の自主性、自立性を高めるための改革であり、これまで14次にわたる一括法等により、地方に対する権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し等）など、数多くの具体的な成果を積み重ねてきました。

平成26年には、それまでの国主導による改革から、地域の課題解決に必要な制度改革等に関する提案を地方から広く募集する「提案募集方式」に移行しました。受け付けた提案は、実現に向けて内閣府と関係府省で調整を行っており、これまでも数多く実現しています。

例えば、4haを超える農地に関する転用について、国が有していた許可権限を、国との協議を付した上で、都道府県等に移譲するなどの見直しが挙げられます。また、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援を充実強化するため、法律により3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率を市町村が条例で設定可能とする見直しも行われました。

このように、地方分権改革は、地域の実情に応じて自ら課題を解決できるようにすることで、住民サービスの向上、個性を活かした自立した地方の実現を推し進めるものです。今後も、地方からの提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります。

地方分権改革の推進体制

政策決定機能を担う地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下で、調査・審議機能を担う地方分権改革有識者会議（座長：市川晃住友林業株式会社代表取締役会長）を開催し、改革を推進しています。

また、地方分権改革有識者会議の下、提案募集検討専門部会などを開催しています。



第61回地方分権改革有識者会議・第173回提案募集検討専門部会 合同会議 開催時の様子

地方分権改革のこれまでの成果

提案募集においては、子ども・子育てや災害対策、デジタルなどの幅広い分野にわたり、これまでに3,500件を超える提案が寄せられ、提案の実現を通じて、地方の現場で困っている多くの支障の解決に繋がっています。

● 成果事例

(1) ファミリー・サポート・センター事業の柔軟な実施を実現

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施するために定められている、会員数や実施場所の基準は、特に人口規模の小さな自治体には厳しく、事業の実施に支障が生じていました。

そこで、平成30年に、会員の自宅だけではなくファミリー・サポート・センターが借り上げた施設で子供を預かることができることを明確化し、また、平成31年に、事業実施に必要な会員数を50人以上から20人以上へ緩和しました。

これにより、例えば、保育士等の資格を持つ専門スタッフがいない子育て支援センターの中で同事業が実施できるようになり、子どもを安心して預けられるなどの声をいただいており、子どもを産み、育てやすい環境づくりに寄与しています。



ファミリー・サポート・センター事業の様子

(2) 罹災証明書の交付に係る被害認定調査の迅速化 各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている罹災証明書の交付に必要な「住家被害認定調査」においては、住家の構造や地番、用途等の情報の取得に時間を要しており、罹災証明書の交付に時間がかかっていました。

そこで、令和5年6月から住家被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とし、住家の構造等の情報を迅速に入手できるようにしました。

これにより、被害認定調査の効率化・迅速化などが図られることが期待されます。

国と地方の協議の場

国と地方が連携して施策を推進するため、地方に関する重要政策について幅広く協議する法定の場です。

● 構成員

- ・ 国側：内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、財務大臣
※これまで内閣総理大臣も出席
- ・ 地方側：全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の代表者

● 過去の議題

骨太方針、デジタル行財政改革・地方分権改革、予算編成・地方財政対策等



令和6年度第3回開催時の様子

地方分権改革推進室の情報発信

地方公共団体の職員をはじめ、地方分権改革・提案募集方式に関わる皆様を対象とした研修への講師派遣を積極的に行っています。

また、改革の成果が実感できるよう、ホームページや公式SNSでは、地方分権改革の取組に関する様々な情報を掲載しています。例えば、提案募集方式の分かりやすい解説動画、現地取材映像を交えて具体的事例を取りまとめた成果事例集、シンポジウムの模様などをご覧ください。

- 内閣府「地方分権改革」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>

- 内閣府地方分権改革推進室 公式 Facebook
<https://www.facebook.com/cao.bunken>

- 内閣府地方分権改革推進室 公式 X
https://x.com/cao_bunken



地域経済活性化 支援機構担当室

- 地域経済活性化支援機構（REVIC）は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようするため、中小企業者等の事業再生支援や地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的としています。
- 地域経済活性化支援機構担当室は、REVIC の業務が適切に行われるよう監督しています。

地域経済活性化支援機構

（REVIC: Regional Economy Vitalization Corporation of Japan）

■ 事業再生支援

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等の事業再生支援を行っています。REVIC は、金融機関等の債権者間の調整、出資、融資、債権買取、経営人材の派遣等を行います。

■ ファンドを通じた支援

地域金融機関等と連携しつつ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うファンドに参画しています。

REVIC は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風等の際にも復興ファンドの運営を担うなど、大規模災害の被災地域におけるなりわい再建支援に取り組んでいます。



REVIC が参画するファンドにより
再生した宿泊施設の事例
（千葉県香取市佐原）

■ 再チャレンジ支援

経営者保証が付された融資にかかる債権を REVIC が買い取るなどを通じ、事業者の債務の整理に貢献し、経営者の再チャレンジを支援しています。

■ 専門家派遣

地域における事業者支援の担い手である地域金融機関等に対し、事業再生に関する専門家や、新事業の創出等地域経済の活性化に資する事業活動に関する専門家を派遣しています。

■ 主な実績

[REVIC 発足以来の累計（令和 7 年 3 月末時点）]

- | | |
|----------------|---|
| （1）事業再生支援： | 支援決定 96 件 |
| （2）ファンドを通じた支援： | REVIC が出資するファンドによる投資実行
446 件（1,116 億円） |
| （3）再チャレンジ支援： | 支援決定 194 件 |
| （4）専門家派遣： | 派遣決定 256 件 |

● 最近の主なトピックス

令和 6 年能登半島地震を受けて REVIC は、既往債務が負担となり事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる二重債務問題に対応するための「能登半島地震復興支援ファンド」に参画しています。



アイヌ施策推進室

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策推進地域計画の認定及び交付金に関する事務を行っています。

アイヌ施策推進地域計画の認定

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第7条の規定に基づき、政府が定めることとしている「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が令和元年9月6日に定められました。市町村はこの基本方針に基づき、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(アイヌ施策推進地域計画)を作成し内閣総理大臣の認定を受けます。

アイヌ政策推進交付金の交付

認定を受けた「アイヌ施策推進地域計画」に基づき市町村が実施する事業に対して交付金を交付します(交付率は8/10、市町村の負担部分については地方財政措置あり。)。文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた取組を支援しています。

● 支援する取組

- ・ 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援
- ・ アイヌ文化の体験交流
- ・ アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施
- ・ アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営
- ・ アイヌ文化のブランド化推進
- ・ 木工芸品等の材料供給システムの整備
- ・ アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備
- ・ アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
- ・ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援 等



アイヌ文化の体験交流

法律の特例措置等

「アイヌ施策推進地域計画」に内閣府令で定める事項を記載し認定を受けた場合、法律上の特例措置等の対象となります。

● 法律上の特例措置

- ・ 国有林野における林産物の採取に関する特例
- ・ 伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮
- ・ 地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免